

**2019 年度大学推薦による日本政府（文部科学省）奨学金留学生
（研究留学生・スーパーグローバル大学創成支援事業枠(10月開始)）への
被推薦者(国内採用) 募集要項**

豊橋技術科学大学は、文部科学省が実施する大学推薦による国費外国人留学生（研究留学生・スーパーグローバル枠）への被推薦者を下記のとおり募集します。

豊橋技術科学大学がスーパーグローバル大学創成支援事業に採択されたことにともない、国費外国人留学生枠が拡大されました。

については、スーパーグローバル大学創成支援事業の趣旨に鑑み、2019年10月に本学の大学院工学研究科博士前期課程・後期課程に在籍する特に優秀な学生で、奨学金の支給を必要とする者を下記のとおり募集します。

記

1. 応募者の資格・及び条件（応募者は以下の応募資格・条件をすべて満たしていなければなりません。）

(1) 対象

2019年10月1日現在で、豊橋技術科学大学大学院工学研究科博士前期課程または後期課程に在籍する学業成績が特に優秀な者（※）（すでに日本に滞在している者のみ。新規渡日の者は対象とならない。）

（※）直近1年間の学業成績係数が2.50以上であり、奨学金支給期間中においてもこれを維持する見込みがある者をいう。さらに下記「(4) 語学能力」のいずれかの条件を満たす者。

（2019年10月に博士前期課程または博士後期課程に進学を予定している場合は、奨学金の支給は入学試験に出願し、合格することが条件となる。）

(2) 国籍

日本政府と国交のある国の国籍を有すること。申請時に日本国籍を有する者は、原則として募集の対象とはならない。ただし、申請時に日本以外に生活拠点を有する日本国籍を有する二重国籍者に限り、奨学金支給期間開始前までに外国の国籍を選択し、日本国籍を離脱する予定者は対象とする。

(3) 年齢

原則として1984年4月2日以降に出生した者。例外は国籍国の制度・事情（兵役義務・戦乱による教育機会の喪失等）により資格年齢時に応募できなかった者と文部科学省が判断した場合に限られる。個人的事情（経済状況、家族の事情、健康状態、大学又は勤務先の都合等）は一切認めない。

(4) 語学能力

日本語又は英語のいずれかの能力を有する者として、以下のいずれかの条件を満たす者。

○日本語

- ① 正規課程への入学時点で日本語能力試験（JLPT）のレベルN2以上に合格している者。
- ② 日本の大学院修士課程・博士課程（前期）又は博士課程（後期）への入学資格を満たす教育課程を、日本語を主要言語として修了した者。
- ③ ①相当以上の日本語能力を有していると受入大学において判断できる者。

○英語

- ① 正規課程への入学時点で英語におけるヨーロッパ言語共通参照枠（CEFR）のB2相当以上の資格・検定試験のスコアを有している者。
- ② 日本の大学院修士課程・博士課程（前期）又は博士課程（後期）への入学資格を満たす教育課程を、英語を主要言語として修了した者。

③ ①相当以上の英語能力を有していると受入大学において判断できる者。

(5) 健康

本留学について心身ともに支障がないと大学が判断した者。

(6) 査証取得

2019年10月1日現在「留学」の査証を取得していること。

(7) 対象外

次に掲げる事項に一つでも該当する者については対象外とし、申請時に判明した場合は受け付けない。また、申請後に判明した場合は申請を辞退すること。なお、採用以降に判明した場合には採用を取り消す。

- ① 渡日時及び奨学金支給期間において、現役軍人又は軍属の資格の者。
- ② 標準修了年限内での修了が不可能である者。(休学者は除く。)
- ③ 日本政府(文部科学省)奨学金制度による他の2019年度奨学金支給開始のプログラムとの重複申請をしている者。
- ④ 奨学金支給開始後に日本政府(文部科学省)以外の機関(自国政府機関を含む)から奨学金を受給することを予定している者。
- ⑤ 申請時に二重国籍者で、渡日時まで日本国籍を離脱したことを証明できない者。
- ⑥ 申請時から日本以外での研究活動(インターンシップ、フィールドワーク等)や休学等を長期間予定している者。

(8) その他

日本留学中、日本の国際化に資する人材として、広く地域の学校や地域の活動に参加することで、自国と日本との相互理解に貢献するとともに、卒業後も留学した大学と緊密な連携を保ち、卒業後のアンケート調査等にも協力する他、帰国後は在外公館等が実施する各事業に協力することで、自国と日本との関係の促進に努める者を採用する。

2. 奨学金支給期間

2019年10月から2020年3月まで。

※奨学金支給期間の延長はありません。

3. 奨学金等

(1) 奨学金

博士前期課程 月額 144,000 円

博士後期課程 月額 145,000 円

(日本政府の予算状況により各年度で金額は変更される場合がある。大学を休学又は長期に欠席した場合、その期間の奨学金は支給されない。)

(2) 旅費

文部科学省及び本学は渡日・帰国に係る旅費を負担しません。

(3) 教育費

授業料は本学が負担する(2019年10月~2020年3月まで)。

※2020年4月から9月までの授業料は大学は負担しません。

4. 奨学金支給停止事項

次の場合には、文部科学省は奨学金の支給を取り止める。また、これらに該当した場合、これまで支給した奨学金の一部又は全ての返納を命じることがある。なお、処分が決定されるまでの間、奨学金の支給を止めることもある。

- ① 申請書類に虚偽・不正の記載があることが判明したとき。
- ② 文部科学大臣への誓約事項に違反したとき。
- ③ 日本の法令に違反し、無期又は一年を超える懲役若しくは禁固に処せられたとき。
- ④ 本学における学則等に則り、懲戒処分として退学・停学・訓告及びこれらに類する処分を受けた場合あるいは除籍となったとき。
- ⑤ 本学において学業成績不良や停学、休学等により標準修業年限内での修了が不可能であることが確定したとき。
- ⑥ 「留学」の在留資格が他の在留資格に変更になったとき。
- ⑦ 他の奨学金（使途が研究費として特定されているものを除く。）の支給を受けたとき。
- ⑧ 本学を退学したとき又は他の大学院に転学したとき。

5. 申請方法

はじめに、自分の直近1年間の学業成績係数が3.00満点で2.50以上あるか、その他の申請資格を満たしているかを確認してください。

申請資格を満たしていることが確認できた場合は、申請書類を用意し申請期限までに国際課留学生係に提出してください。

6. 申請書類等

- (1) 学内選考用申請書
- (2) 日本政府(文部科学省)奨学金留学生申請書(所定様式)
- (3) 研究計画・研究状況シート(所定様式)
- (4) 成績証明書(直近1年分の成績がわかるもの。)
- (5) 在籍証明書(日本語で書かれたもの。)
- (6) 写真(4.5×3.5 cm。最近6ヶ月内に撮影したもの。上半身、脱帽、正面。「(2)申請書」の所定の場所に貼付。デジタル写真貼付も可。)
- (7) 語学能力を客観的に示す材料(例: TOEFL、TOEIC、IELTS、JLPT等の証明書。英語または日本語を主要言語として教育課程を修了したことを証明する証明書。)
- (8) 在留カード(両面)の写し
- (9) 学業成績エントリーシート(所定様式)

【申請書類に関する注意事項】

- ① 書類は日本語または英語により作成してください。その他の言語により作成する場合は、日本語または英語による訳文を添付してください。
- ② 可能な限り文書作成ソフト等を用いて全てA4版に統一して作成してください。
- ③ 証明書やその他の公式書類は教育機関や役所により発行されたものでなければなりません。写しを提出する場合は、認証謄本(原本証明された写し)でなければ受け付けません。
- ④ 提出書類は一切返却しません。原本が一通しかなく再発行されない場合は、認証謄本を提出してください。
- ⑤ 申請書類に不備がある場合、期限後に提出があった場合は、申請を受け付けません。

7. 選考方法

書類審査による一次選考及び、面接等による二次選考を行い、二次選考合格者を文部科学省へ推薦します。
二次選考については別途お知らせします（面接には必ず出席できることを条件とします）。

8. 申請期限

2019年4月25日(木) 16時

9. 結果通知

(1) 学内一次選考の結果通知

2019年5月半ば(予定)までにメールにて結果を通知します。

(2) 学内二次選考の結果通知

2019年5月下旬(予定)までにメールにて結果を通知します。

(3) 文部科学省からの最終結果通知

2019年8月中(予定)にメールにて結果を通知します。

10. 問い合わせ先・申請書類提出先

豊橋技術科学大学 国際課留学生係
441-8580 愛知県豊橋市天伯町雲雀ヶ丘1-1
Email : ryugaku@office.tut.ac.jp
TEL : 0532-44-6577